

## 社会福祉法人きらくえんの行動計画②

社会福祉法人きらくえんは、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、子育て支援の「次世代育成支援対策推進法(2015.4.1 施行)」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間

### 2.内 容

目標 1：子育て支援のために、育児休業制度等の分かりやすいパンフレットを、全職員に配布するなどにより制度の周知を図る。

#### <対 策>

- 2019年4月～職員へのアンケート調査、検討の開始
- 2019年4月～制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職やリーダーを対象とした研修の実施
- 2019年4月～育児休業中職員への情報提供、休業後の原則原職復帰、シフトの配慮、短時間勤務制度等による柔軟な働き方の推進に努める。

目標 2：有期雇用契約職員を含む職員全体の所定外労働時間の縮減に努める。

#### <対 策>

- 2019年4月～所定外労働時間の縮減のために、各ユニット等の情報共有、業務の優先順位付けや業務分担の見直しを推進する。
- 2019年4月～管理職やリーダーを対象に職員研修を実施する。

取組 3：有期雇用契約職員を含む全職員の年次有給休暇取得日数の取得を促進する。

#### <対 策>

- 2019年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2019年4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2019年4月～計画的な取得に向けて管理職研修を実施し徹底する。